

<u>墜落·転落災害、転倒災害及び機械災害が多発しています!</u>

令和5年の大阪西労働基準監督署管内*1の休業4日以上の労働災害*2は400件発生(令和4年から6件減少)しており、<u>墜落・転落災害</u>(83件 起因物:トラック(22件)、階段(18件)、はしご・脚立等(14件)の順に多い)と転倒災害(95件)が約半分(45%)を占めています。

また、機械災害(はさまれ・巻き込まれ等)が13件発生しています。

*1管轄区域:大阪市西区、港区、大正区

*2 新型コロナウイルス感染症によるものを除く

〈災害事例〉

- ●トラック荷台において荷下ろし中、バランスを崩し荷物と一緒に荷台から転落し左肘を地面に強打し骨折した。荷台端付近で背を荷台外側に向けていた。(休業6週)。
- ●勤務中にトイレに行くために階段を下りていたところ、足を踏み外し転落し、足を骨折(休業2か月)。
- ●オフィス内トイレ前(通路の幅が狭い)で対向者とすれ違う際、床に設置されていたドアストッパー に<mark>躓き転倒</mark>し両肘を骨折した。(休業2か月)。

当該リーフレットを参考にしていただき、安全衛生活動の推進をお願いします。

【墜落·転落災害】

◆トラック等にかかる荷役作業:「荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること」、「荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと」等、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(詳細は右のサイト)に基づく荷役作業の安全対策の取組をお願いします。





◆階段使用時については、以下が重要です。

十分な明るさ(照度)の確保、足元が見える状態での昇降、階段に物を放置しない、時間に余裕を持って行動 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

◆はしご・脚立については、<u>裏面(裏面下部のリンク先含む)</u>を参考に、安全を確保した上で、適切に使用してください。



なお、足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業 床や墜落防止措置(手すり等)を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用 してください。

腰痛予防についても掲載されていますので、ご活用ください

【転倒災害】

◆転倒災害が、対策を講すべきリスクであることを認識し、<u>右のページ</u>及び<u>右のサイト(2種類)</u>を活用し、転倒災害の防止を行って頂きますようお願いします。





◆高年齢労働者の被災率が高くなっています。高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)(補助金(対象:60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策)制度もあり 詳細は右のサイト)を踏まえ、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりの推進をお願いします。





【機械災害(はさまれ・巻き込まれ等)】

◆機械の掃除、修理、調整等の作業時に、機械の運転を停止していないため、機械に巻き込まれるといった災害が、多く発生しています。労働安全衛生規則第 107 条、108 条の遵守が重要!!

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策



何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%) >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入(





職場3分

中央労働災害防止協会



作業場・通路に放置された物につまずいて転倒(16%)

▶バックヤード等も含めた整理、整頓(物を置く場所の指定)の徹底





通路等の凹凸につまずいて転倒(10%)

▶敷地内(特に従業員用通路)の<mark>凹凸、陥没穴等(ごくわずかなものでも危険)を確認し、解消</mark>



作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒(8%)

- ≻適切な通路の設定
- ▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」





作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒(8%)

▶設備、什器等の角の「見える化」







作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒(7%)

引き回した労働者が自らつまずくケースも多い

▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、 労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒(25%)

▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する(





作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒(19%)

▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)





水場(食品加工場等)で滑って転倒(16%)

- ▶滑りにくい履き物の使用(労働安全衛生規則第558条)
- ▶防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工()
- ▶隣接エリアまで濡れないよう処置





雨で濡れた通路等で滑って転倒(15%)

▶雨天時に**滑りやすい敷地内の場所を確認**し、防滑処置等の対策を行う

()については、高年齢労働者の転倒災害防止の ため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」 (補助率 1/2、上限100万円)を利用できます



中小事業者は、無料で安全 衛生の専門家のアドバイス が受けられます





厚生労働省・大阪労働局・労働基準監督署

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。 あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック!!

(作業前点検リスト)

<u>年 月 日</u>

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- □はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- □ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- □はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している
- □はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- □はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない

□はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある

□靴は脱げにくく、滑りにくい

□ヘルメットを着用し、あごひもを 締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」 (リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒





60cm以上

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。 あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に なってから、作業を始めましょう!

作業前 10 のチェック!!

/ /	1	عيبيد	<u> </u>	\vdash	Δ	11	_	1 '	١
(1	/ F	¥	AII	点	邢	1)	Z)
۱ ۱		ᆽ	нч	\overline{m}	1 天	J			,

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

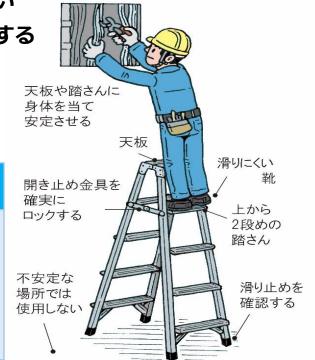
確認担当者名

- □脚立は安定した場所に設置している
- □開き止めに確実にロックをかけた
- □ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- □ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- □靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- □身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- □天板上や天板をまたいで作業をしない
- □作業は2段目以下の踏みさんを使用する (3段目以下がよりよい)
- □作業は頭の真上でしない
- □荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 脚と水平面との角度を75度以下とし、 折りたたみ式のものは、角度を確実に保つ ための金具等を整える
- 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です!

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」 (リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



